

Web会議システムを利用した会議への出席の取扱いに関する規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、大規模小売店舗立地専門委員会条例（平成17年宮城県条例第70号。以下「条例」という。）第4条に定める宮城県大規模小売店舗立地専門委員会（以下「委員会」という。）の会議をWeb会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。以下同じ。）を利用して実施するにあたり、その運営に関し、必要な手続きを定めるものとする。

（Web会議システム利用の可否）

第2条 委員長が必要と認めるときは、委員は、Web会議システムを利用して会議に出席することができる。

（出席の取扱い）

第3条 Web会議システムによる出席は、条例第4条第2項及び第3項に規定する出席として取り扱うものとする。なお、Web会議システムの利用において、映像を送受信できなくなった場合であっても、音声が即時に他の委員に伝わり、適時的確な意見表明を委員相互で行うことができるときも同様とする。

（退席の取扱い）

第4条 Web会議システムの利用において、音声を送受信できなくなった場合には、当該Web会議システムを利用する委員は、音声を送受信できなくなった時刻から退席したものとみなす。

（利用する場合に確保すべき環境）

第5条 Web会議システムの利用に当たっては、できる限り静寂な個室その他これに類する環境を確保するものとする。

（会議の非公開に関する取扱い）

第6条 審議会等の会議の公開に関する事務取扱要綱（平成11年6月18日県情公第42号総務部長通知）第4条により会議が非公開で行われる場合は、委員以外の者に視聴させてはならない。

附 則

この規程は、令和 年 月 日から施行する。

大規模小売店舗立地専門委員会運営に関する根拠条例等（一部抜粋）

大規模小売店舗立地専門委員会条例

（設置）

第一条

知事の諮問に応じ、大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第二条第二項に規定する大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項に関し調査審議するため、宮城県大規模小売店舗立地専門委員会(以下「委員会」という。)を置く。

（会議）

第四条

委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（委任）

第六条

この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

審議会等の会議の公開に関する事務取扱要綱

（審議会等の会議の一部公開又は非公開の決定）

- 第4 審議会等は、第1回目の会議において、条例第19条の規定に基づき、以後の会議の全部又は一部を非公開とする旨を決定することができる。
- 2 審議会等の会議を一部公開又は非公開とすることを議決した場合、担当課所の長は、その理由と議決の結果を会議録等に記録するとともに、別紙2により県政情報公開室長に報告するものとする。
- 3 審議する事項が追加されること等により、第1項による決定を変更した場合、担当課所の長は、別紙2により直ちに県政情報公開室長にその旨を報告するものとする。
- 4 県政情報公開室長は、担当課所の長から前2項による報告があった場合は、その内容を県政情報センター及び県政情報コーナーにおいて閲覧に供するものとする。

情報公開条例

(会議の公開)

第十九条

実施機関の附属機関の会議その他の実施機関が別に定める会議（法令の規定により公開することができないとされている会議を除く。）は、公開するものとする。ただし、次に掲げる場合であって当該会議の構成員の3分の2以上の多数で決定したときは、非公開の会議を開くことができる。

- (1) 非開示情報が含まれる事項について調停，審査，審議，調査等を行う会議を開催する場合
- (2) 会議を公開することにより，当該会議の公正かつ円滑な運営に支障が生ずると認められる場合